

平成31年度 募集要項 1号認定（幼稚園枠）

社会福祉法人 岡北福祉会
幼保連携型認定こども園 天竜こども園
〒453-0018
浜松市東区薬新町315-1
電話 053-421-5355

■入園選考日程等

【募集人員 1号認定（幼稚園枠）】

3年保育（平成27年4月2日生～平成28年4月1日生） 3名程度
2年保育（平成26年4月2日生～平成27年4月1日生） 3名程度
1年保育（平成25年4月2日生～平成26年4月1日生） 3名程度

【入園の流れ】



募集要項配布	平成30年9月25日（火） 9：00～
申込み受付	平成30年10月15日（月）～10月25日（木）
入園選考日	平成30年10月26日（金） 受付：9時30分～10時開始
選考内容	入園希望者全員に対し、発育の状況や、生活習慣、その他を見せていただくための「適正検査」（内容は絵本の読みきかせや名前を聞いたり）をします。 ※この入園テスト及び保護者面談、園児の構成、その他を勘案して、園長が選考します。
合格発表	10月29日（月）から郵便にて通知いたします。

【園内見学】

随時受け付けております。園までお問い合わせください。

※要電話予約 電話053-421-5355 天竜こども園

■保育概要

【保育時間】 月～金曜日 午前9時～午後1時

※土曜・日曜日に開催する行事にかぎっては登園をお願いします。

朝の預かり保育 (7:00～9:00)	教育標準時間 (9:00～13:00)	午後預かり保育 (13:00～18:00)	延長保育 (18:00～)
------------------------	------------------------	--------------------------	------------------

【休日】 土日・祝祭日

春期休暇 3月末～4月初め 1週間程度

夏期休暇 8月13日～15日を含む 7日程度

冬期休暇 12月29日～翌年1月3日を含む 10日程度

【保育料（利用者負担額）：月額】

利用者負担額は、所得に応じた金額になります。（教育標準時間分）

公立幼稚園・認定こども園（1号認定）の教育時間帯の利用者負担額は、下表となる予定です。

階層 区分	世帯の状況	利用負担額案 （月額）
1	生活保護世帯・里親	0円
2	市民税非課税・市民税所得非課税 母子世帯等 その他	0円 一人目 1,900円・二人目 0円
3	市民税所得割課税額 15,401円未満 母子世帯等 その他	一人目 1,900円・二人目 0円 一人目 4,700円・二人目 2,300円
4	市民税所得割課税額 30,801円未満 母子世帯等 その他	一人目 2,000円・二人目 0円 一人目 5,400円・二人目 2,400円
5	市民税所得割課税額 46,201円未満 母子世帯等 その他	一人目 2,200円・二人目 0円 一人目 5,900円・二人目 2,400円
6	市民税所得割課税額 61,601円未満 母子世帯等 その他	一人目 2,400円・二人目 0円 一人目 6,600円・二人目 2,900円
7	市民税所得割課税額 77,101円未満 母子世帯等 その他	一人目 2,600円・二人目 0円 一人目 9,000円・二人目 4,100円
8	市民税所得割課税額 110,601円未満	一人目 15,600円・二人目 7,800円
9	市民税所得割課税額 144,101円未満	一人目 16,600円・二人目 8,300円
10	市民税所得割課税額 177,601円未満	一人目 17,600円・二人目 8,800円
11	市民税所得割課税額 211,201円未満	一人目 18,600円・二人目 9,300円
12	市民税所得割課税額 211,201円以上	一人目 23,300円・二人目 11,600円

【入園受入準備費】平成31年度 免除

【その他諸経費（実費徴収分等）】

- ・給食費（月～金） 1日300円あるいは1か月5,000円（預かり保育希望はおやつを含みます）
- ・保護者会費（月額）500円
- ・絵本代 600円程度（年間10冊程度）
- ・制服・保育用品 全て購入しても2万円程度です。
- ・その他・・・遠足等の金額はその都度お知らせします。

【預かり保育】 朝の預かり保育 午前7時～9時
午後預かり保育 午後1時～午後6時00分まで
（1日500円あるいは1か月5,000円）

【延長保育】 午後6時～7時まで（30分毎200円）



子ども・子育て支援新制度「幼保連携型認定こども園」とは・・・

【特徴】

- ① 幼稚園と保育園、両方の良いところを合わせ持った施設です。
- ② 質の高い教育・保育を提供します
- ③ 保護者の就労に関係なく利用できるため、保護者がお仕事を離れるなど、就労状況が変わった場合も通い入れた園を継続して利用できます。
- ④ 認定こども園では子育て支援活動が充実しており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や園庭開放・親子の交流の場などに参加できます。

【認定区分】

平成27年4月から始まりました「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、施設型給付の幼稚園、保育園や認定こども園の利用手続きが変わります。幼稚園、保育園、認定こども園を利用するには、浜松市で保育認定を受ける必要があり、認定には下記のとおり3つの区分があります。

但し1号認定(幼稚園)については、直接当園に入園申込みをした後、園を通じて利用のための申請を各市に行い、園を通じて各市から認定証(1号認定)が交付され、当園との利用契約が完了します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)で教育を希望する場合	幼稚園(※) 認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育標準時間認定・保育短時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育の必要な事由(保護者の就労や疫病等)に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満保育標準時間認定・保育短時間認定)	満3歳未満の子どもで保育の必要な事由(保護者の就労や疫病等)に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園 地域型保育

※今回、1号認定で入園申込みした後、各市町村で2号保育認定を受けて、保育標準時間または保育短時間利用に切り替えることも可能です。(希望園に空きがあればです。)

【認定こども園の内容】

	認定こども園(幼稚園部分)・・・1号認定	認定こども園(保育園部分)・・・2・3号認定
契約	各認定こども園と直接契約	各認定こども園と直接契約
認定証	1号認定証(教育標準時間認定)が必要	2号認定証(満3歳以上保育認定)・3号認定証(満3歳未満保育認定)が必要
保育料 (利用者負担額)	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。金額は浜松市が決定します。	保護者の所得に応じた支払いが基本となります。今後、お住まいの各市町村が決定する利用者負担額(保育料)となります。